

埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「埼玉県サステナブル企業認証制度」の実施に関して、必要な事項を定め、環境、社会及び経済の3つの観点を踏まえ、持続可能な社会の実現に貢献するサステナブル経営に取り組む企業を県が認証することで長期的に成長し続ける県内の中小企業を支援し、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1)「中小企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2)「事業所等」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。具体的には、商店、工場、事務所、営業所などをいう。

(申請要件)

第3条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 県内に事業所等を置く中小企業であること。
 - (2) 申請者が、申請時から過去5年間にわたって、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
 - (3) 申請者が次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員。
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
 - (4) 県税等租税公課の滞納がないこと。
 - (5) その他、公序良俗に反する行為がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は、認証対象から除外することができる。

(認証の申請)

第4条 申請者は、次の各号に掲げる書類を、あらかじめ定められた期間内に知事に提出しなければならない。

(1) 埼玉県サステナブル企業認証申請書(様式第1号)

(2) その他知事が必要と認める書類

2 認証企業(第5条第1項により認証を決定した企業をいう。以下同じ。)は、認証期間の更新を申請する場合には、前項に掲げる書類を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

3 認証企業が、認証期間中に、認証区分の変更を申請する場合には、第1項に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

4 申請者は、第1項から前項までの申請を取り下げる場合には、申請取下届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(認証等の決定)

第5条 知事は、第4条に規定する申請を受けた場合は、埼玉県サステナブル企業認証審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付し、その結果に基づいて別表第一の認証区分に応じて認証又は不認証を決定する。

2 審査の結果、認証可能な区分が、埼玉県サステナブル企業認証申請書(様式第1号)に記載の区分と異なるときは、当該認証可能な区分で申請があったものとして取り扱う。

3 知事は、第1項の認証又は不認証を決定したときは、結果通知書(様式第3号)により申請者にその旨を通知する。

4 知事は、第1項の認証を決定したときは、申請者に認証書を交付し、認証企業について、県ホームページで公表する。

(認証期間)

第6条 認証期間は、前条に基づく認証を受けた日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。ただし、認証企業が第4条第2項に基づく認証期間の更新申請、又は第4条第3項に基づく区分変更の申請を行った場合は、前段の認証期間は認証を受けた日から当該申請に係る前条第3項に基づく通知があった日の前日までとする。

(取組の報告)

第7条 認証企業は、認証を受けた日から1年を経過した日以後の最初の5月31日までに、取組の進捗状況について、取組状況報告書(様式第4号)及び知事が定める書類により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による進捗状況の内容に応じて、取組の改善が必要と認める場合は、改善の指示を行うことができる。

(認証内容の変更)

第8条 認証企業は、企業名又は事業所等所在地その他埼玉県サステナブル企業認証申請書（様式第1号）に記載した事項に変更が生じた場合は、変更届出書（様式第5号）により、速やかに当該変更内容を知事に届け出なければならない。

(認証の取り下げ)

第9条 認証企業は、認証を取り下げようとする場合は、認証取下届出書（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する申請要件又は別表第一に規定する認証基準を満たさないことが判明したとき。
 - (2) 第4条各項に基づき提出した申請内容に虚偽があり、又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると知事が認めたとき。
 - (3) 認証書又は認証ロゴマークを不正に使用したとき。
 - (4) 第7条に規定する取組状況報告書が期間内までに提出されなかったとき。
 - (5) 第9条に規定する認証取下届出書が提出されたとき。
 - (6) 県内中小企業としての活動実態がないと知事が認めたとき。
 - (7) その他知事が認証の取消しを適当と認めたとき。
- 2 知事は、前項の取消しを行った場合は、取消通知書（様式第7号）により、当該認証企業へ通知するものとする。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証区分を変更することができる。
- (1) 認証企業が別表第一に規定する認証基準に従い、他の区分に変更すべきことが判明したとき。
 - (2) その他知事が認証区分の変更を適当と認めたとき。
- 4 知事は、前項の区分変更を行った場合は、認証区分変更通知書（様式第8号）により、当該認証企業へ通知するものとする。

(調査)

第11条 知事は、申請者が第3条に規定する申請要件又は別表第一に規定する認証基準を満たしていること及び取組の進捗状況等を確認するため、必要に応じて資料の提出を求めるほか、聞き取り又は現地調査を行うことができる。

(損害賠償)

第12条 この要綱に基づく認証及び認証企業に対する支援又は認証の取消により、認証企

業に生じた損害に対し、県は、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 10 月 22 日から施行する。

別表第一（第 5 条・第 10 条関係）

埼玉県サステナブル企業認証制度認証区分

認証基準	区分
1 6 0 ～ 2 0 0 点	プラチナ認証
1 2 0 ～ 1 5 9 点	ゴールド認証
0 ～ 1 1 9 点	不認証

(様式第 1 号)

埼玉県サステナブル企業認証申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
事業者名
代表者 職・氏名

埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分

新規 / 更新 / 区分変更	☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 区分変更
プラチナ／ゴールド	☐ プラチナ ☐ ゴールド
埼玉県SDGsパートナー登録の有無	☐ 有 ☐ 無

2 事業者の概要

資本金	千円
従業員数	人 (うち非正規雇用 人)(年 月時点)
主な業種 (複数選択可)	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 卸売業 ☐ サービス業 ☐ 小売業 ☐ その他
埼玉県内の主な拠点	

3 事業概要

4 連絡先等

担当者 職・氏名	
担当者 電話番号	
担当者 メールアドレス	
代表 電話番号	
代表 メールアドレス	

5 誓約事項

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	申請書等の記載内容が事実であること
	申請者が、申請時から過去5年間にわたって、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
	役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
	県税等租税公課の滞納がないこと
	その他、公序良俗に反する行為がないこと

（注）該当する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

(様式第 2 号)

申請取下届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

令和 年 月 日付けの申請について取り下げたいので、埼玉県サステナブル企業認証
制度実施要綱第 4 条第 4 項の規定により届け出ます。

記

(取下げ理由)

(様式第 3 号)

結果通知書

計 調 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請があった件について、下記のとおり決定しましたので、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第 5 条第 3 項の規定により結果を通知します。

記

(審査結果)

(認証区分)

(様式第 4 号)

取組状況報告書

令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地
事業者名
代表者職氏名

埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第 7 条第 1 項の規定により、以下のとおり報告します。

記

1 申請時に提出した評価シートにおける「今後の取組予定」に記載した取組の内容

内容	
----	--

2 1 で記載した取組の進捗状況

(1) 進捗状況を 3 段階で自己評価してください ()

(3 : 目標を上回って取り組んだ 2 : 順調に取り組んだ 1 : 更なる取組が必要)

(2) 自己評価の理由や今後の予定について、可能な限り数値を用いて記入してください。

理由 予定	
----------	--

(3) 申請時から進んだ取組、後退した取組を記入してください。

取組	
----	--

(様式第 5 号)

変更届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事

所在地
事業者名
代表者職氏名

次のとおり申請内容に変更がありましたので、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

変更内容	変更前	変更後
企業名		
事業所等所在地		
その他		

(様式第 6 号)

認証取下届出書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地

事業者名

代表者職氏名

令和 年 月 日付けの認証について取り下げたいので、埼玉県サステナブル企業認証
制度実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

(取下げ理由)

(様式第 7 号)

取消通知書

計 調 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで認証した件について、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要
綱第 10 条第 1 項の規定により取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

(取り消した認証の概要)

(取消理由)

(様式第8号)

認証区分変更通知書

計 調 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で認証した件について、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第10条第3項の規定により認証区分を変更しましたので、下記のとおり通知します。

記

(区分変更認証の概要)

(区分変更の理由)